

低所得の子育て世帯に対する「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料品などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。また、町独自で上乗せ給付を実施します。

1. 支給対象者

平成16年（特別児童扶養手当の対象児童は平成14年）4月2日～令和5年2月28日生まれの児童を養育する、次の（1）（2）のいずれかに該当する方が支給対象です。

※ どちらの要件にも該当する場合は、どちらか一方の支給となります。

※ 町独自給付分については、令和5年3月31日までに生まれた児童を養育する方も対象となります。

（1）ひとり親世帯

① 令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方（申請不要）

※ 令和4年3月31日までに児童扶養手当を申請し、手当の支給があると認定を受けた方

② 公的年金給付などを受けていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（申請必要）

③ 令和4年4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準まで下がった方（申請必要）



（2）ひとり親世帯以外の子育て世帯

① 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格があり、令和4年度分の住民税が非課税の方（公務員を除く）（申請不要）

② 出生などにより養育を開始した児童について、令和4年5月分～令和5年3月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給資格を認定され、令和4年度分の住民税が非課税の方（申請不要）

③ 令和4年3月31日時点で、15歳未満の児童を養育しておらず、平成16年（特別児童扶養手当の対象児童は平成14年）4月2日から平成19年4月1日生まれの児童を「養育していた」または「令和4年4月1日以降に養育し始めた」方で、令和4年度分の住民税が非課税の方（申請必要）

④ 公務員の児童手当受給者で、令和4年度分の住民税が非課税の方（申請必要）

⑤ 令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入や所得になっている方（申請必要）

2. 支給額

児童1人につき 10万円（国制度5万円＋町独自5万円）

※ ひとり親世帯については、国制度の給付金【5万円】は北海道から支給されます。（共和町は町独自【5万円】を支給します）



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

共和町からご自宅などに問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに役場住民生活課子育て支援係、または、最寄りの警察にご連絡ください。

問合わせ先 役場 住民生活課 子育て支援係 電話 67-8784